

一般社団法人北海道カーリング協会登録規程

(目的)

- 第1条 一般社団法人北海道カーリング協会（以下本協会という）定款に基づき、カーリング競技に従事、活動する役員、指導者、競技者の本協会に登録に関するものは、この登録規程の定めるところによる。
2. 登録とは、カーリング競技の普及発展に寄与するために、それぞれ活動する役員並びに指導者・競技者資格を確保する目的により自ら申請するものである。

(加入団体)

- 第2条 本協会への登録窓口となる加入団体とは、北海道の市町村又は地域においてカーリング競技を統括する協会及び車いすカーリング協会を統括する協会をいう。

(登録手続)

- 第3条 本協会へ登録しようとする者は、前条にある加入団体を通じて登録しなければならない。なお登録の際は、本協会の規定する会費に公益社団法人日本カーリング協会（以下「日本協会」という）の競技者登録料を加えた金額を添えて申請する。
2. 加入団体は、登録者に事前に各種規定を周知し、合意した者を登録すること。尚、登録は登録者名簿を取り纏め本協会に送付し、併せて所定の登録料を納入することで登録手続き完了とする。

(登録地)

- 第4条 本協会に登録しようとする者は、加入団体が統括する地域内に居住又は勤務、或いは拠点を置く学校又は所属クラブに在籍する者でなければならない。但し、その地域において加入団体が未組織の場合は、最寄りの加入団体に、また、転勤等で居住地と勤務先、学籍が二箇所以上の地域にまたがる場合は、従来所属していた加入団体のチーム編成や活動実態等を考慮し、いずれかの加入団体へ登録することができる。

(登録料)

- 第5条 本協会へは、運営規程第3条に定められた登録料を納入する。
2. いかなる理由があっても、一度納入された登録料は返還しない。

(二重登録の禁止)

- 第6条 同一年度内において、2つ以上の加入団体に登録することはできない。

(登録時期と更新)

- 第7条 登録時期は、登録名簿の提出と登録料の納入により、本協会及び日本協会の登録となる。なお、毎年これを更新する。
2. 更新手続きは、毎年12月上旬まで行うものとする。但し12月中の追加登録を認める。

(登録の変更)

第8条 登録者は、転居、転勤、転校その他の都合で所属の加入団体を変更することができる。その場合は、申請者が新たに登録する加入団体をとおして本協会に変更申請を行う。また、既にその年度の本協会登録料を従来所属していた加入団体を通して納入している場合は、本協会への登録料は不要とする。

(資格の喪失及び登録の取消)

第9条 次の項目に該当する場合は登録を取り消す。

- (1) 本協会の規約及び加入団体の規約等に違反した場合。
- (2) 競技者規定第6条による処分が行われた場合。
- (3) 本協会並びに加入団体会員として体面を著しく穢した場合。
- (4) 登録に虚偽があった場合や不正使用等違反する行為が認められた場合。

(登録規定の変更)

第10条 この登録規定の変更は、理事会において出席理事3分の2以上の決議による。

(附 則)

令和5年度7月15日制定

この規定は、令和5年7月15日から施行する。